

令和5年度

包括外部監査の結果報告書

〔概要版〕

子育て支援事業に係る財務事務の執行について

令和6年3月

京都市包括外部監査人
堀田喜代司

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に規定する包括外部監査

2 外部監査のテーマ（地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件）

2.1 選定したテーマ

子育て支援事業に係る財務事務の執行について

2.2 テーマの選定理由

子ども・若者や子育て環境を取り巻く環境は、人口構成の変化と少子高齢化の進行や家族形態・就労形態の変化、さらには地域のつながりの希薄化等の地域社会の変化によって大きな影響を受けている。また、児童虐待の顕在化や子どもの貧困など、対処すべき課題は、多様化、複雑化している。

京都市においても、虐待・貧困・障害等の支援ニーズはより一層拡大・多様化しているほか、国全体で少子化が進行するなど、子ども・若者やその家庭の生活や安全に対して大きな影響を及ぼすおそれのある社会経済情勢の変化も見られている。

京都市では、2017（平成29）年度に、子ども若者はぐくみ局（以下「はぐくみ局」という。）の創設、子育て支援コンシェルジュ機能を担う区役所・支所子どもはぐくみ室の設置を行うなどの環境整備を進めるとともに、京都市の子ども・若者に係る総合的な計画である「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」（以下「はぐくみプラン」という。）を策定し、妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めている。

このように、子ども・若者及び子育て家庭への支援が今後の京都市の行政運営にとって重要なポイントになると思われる。

以上のことから、子ども・若者を取り巻く環境変化や課題への対応が適切になされているか、子育て支援に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の京都市の行政運営にとって有用であると判断し、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

3 外部監査の対象期間

令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日

なお、監査対象期間は、原則として令和4年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、令和5年度以降の状況についても言及している。

4 外部監査の方法

4.1 監査の要点（監査の着眼点）

- ① 子育て支援事業に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して適切に行われているか。
- ② 子育て支援事業に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ③ 子育て支援事業が、市民へ十分に周知されているか。
- ④ 子育て支援事業の予算・決算に係る事務が適正に行われているか。
- ⑤ 「はぐくみプラン」の進捗管理は、適切に行われているか。

4.2 主な監査手続

① 関係書類の閲覧

事業を所管するはぐくみ局より各種関係書類や資料の提供を受け、これらの通査・閲覧を通して事業の理解を深めるとともに、問題点等の検出に努めた。

② 関係者への質問

関係書類等を通じた理解のみでは不十分な点については、はぐくみ局の各担当課の担当者に対して直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。

③ 現場視察

監査の要諦は「現場確認」にあるといわれるように、監査の対象となっている現場の視察は何より重要な監査手続であると理解している。代表的な施設に往査して、その概要を把握するとともに、現場責任者に対する質問等を積極的に行い、その状況把握に努め、問題点の検出に注力した。

④ 上記の手続を通じて検出された問題点についての改善策の検討

監査の主目的が問題点の抽出にあることは言うまでもなく、これは監査の批判的機能と説明されることが多く、監査の本源的な機能である。しかし、監査の役割はそれに留まるものではなく、検出された問題点をどのように改善すべきかという提案・提言等を行うことも重要な役割である。これは監査の指導的機能とも呼ばれているが、こうした機能にも留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的な提案・提言につなげられるよう努力した。

4.3 往査の実施状況

往査実施対象施設	往査実施日	往査担当者
桃陽病院	令和5年 8月 30日	包括外部監査人及び外部 監査人補助者 3名
	令和5年 11月 16日	包括外部監査人及び外部 監査人補助者 1名
子育て支援総合センター こどもみらい館	令和5年 9月 4日	包括外部監査人及び外部 監査人補助者 2名
児童福祉センター	令和5年 9月 5日	包括外部監査人及び外部 監査人補助者 2名

5 外部監査の実施期間

令和5年6月9日 ～ 令和6年3月28日

6 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

6.1 包括外部監査人

公認会計士

堀田 喜代司

6.2 包括外部監査人補助者

公認会計士

北浦 泰崇

公認会計士

中田 英里

公認会計士

中村 真智

公認会計士・税理士

裕井 大治

7 利害関係

京都市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

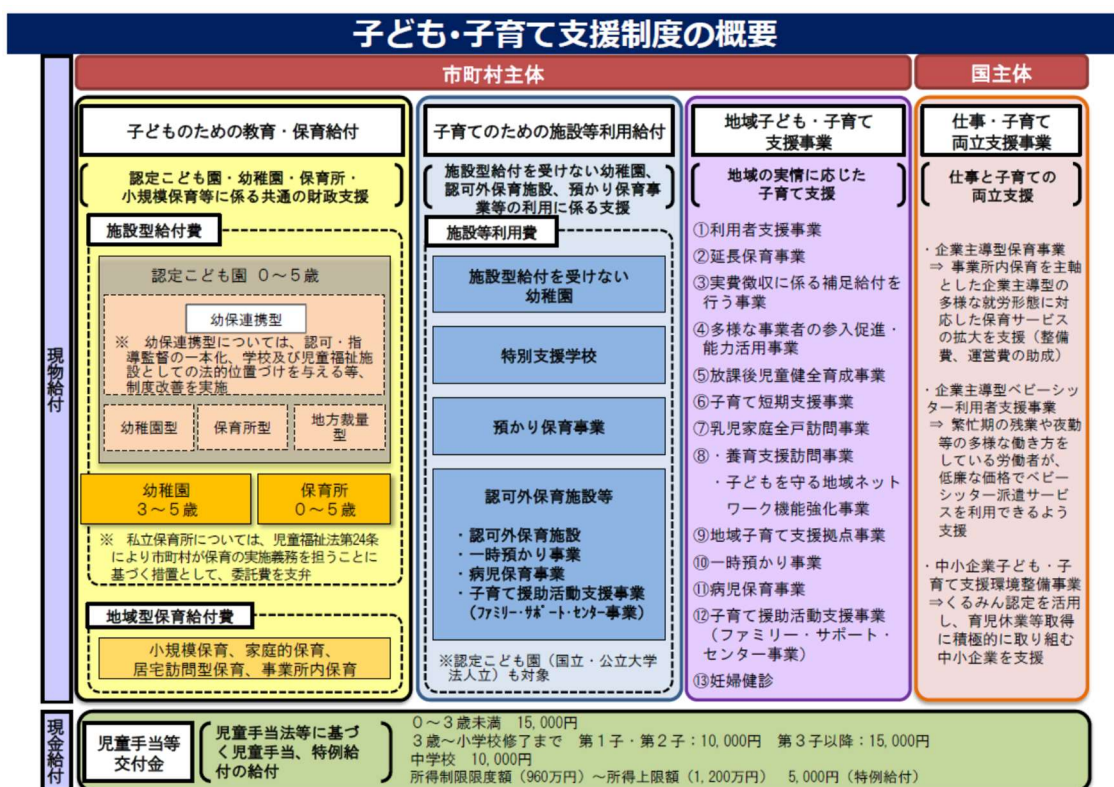
第2 監査対象の概要

1 子ども・子育て支援制度

1.1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、
「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正
法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制
度（以下「子ども・子育て支援新制度」という。）のことをいう。

【図 1.1】 子ども・子育て支援制度の概要



（出典：こども家庭庁ホームページ）

子ども・子育て支援新制度の主なポイントは以下の3つである。

- 施設型給付及び地域型保育給付の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域子ども・子育て支援事業の充実

1.2 施設型給付及び地域型保育給付の創設

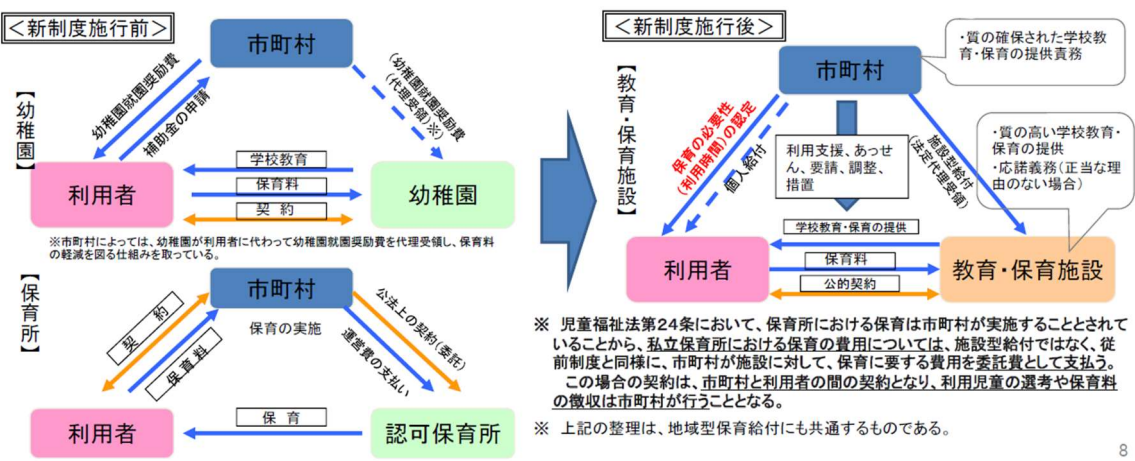
子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が

設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。

認定区分		給付を受けることとなる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育等

従来は、幼稚園、保育所、認定こども園の施設ごとに異なる財源により措置されていたが、子ども・子育て新制度では、施設型給付を創設し財源措置の仕組みが一本化された。

【図 1.2】財源措置の仕組みの一本化



(出典：「子ども・子育て支援新制度について」 こども家庭庁)

また、小規模保育（定員6人以上19人以下）、家庭的保育（定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）の4つの事業については地域型保育給付による財源措置の対象とした。

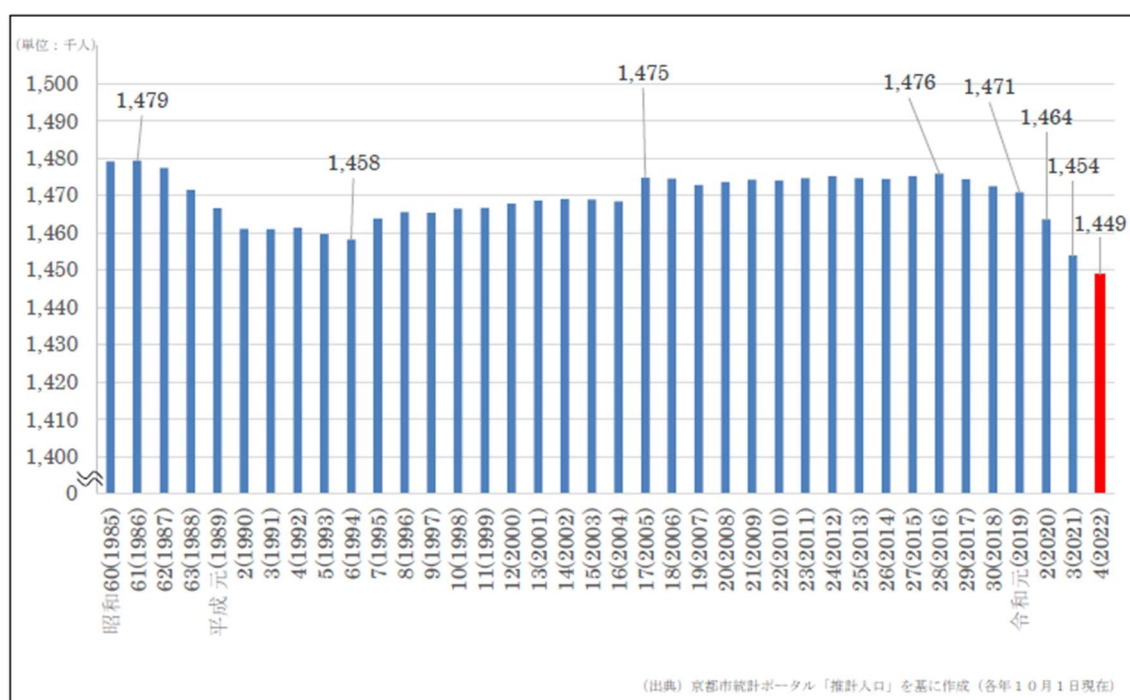
2 京都市における子育て支援

2.1 京都市の人口動態

2.1.1 京都市全体の人口

京都市の人口は、大正 9 年国勢調査開始以降、昭和 61 年に最高値 1,479,370 人となった。平成 6 年にかけて 145.8 万人まで減少するが、平成 17 年（京北町合併時）に 147 万人台を回復、平成 17 年から令和元年までは 147 万人前後で推移した。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた令和 2 年と令和 3 年は大幅に減少したが、令和 4 年は減少幅が縮小し、144.9 万人となっている。

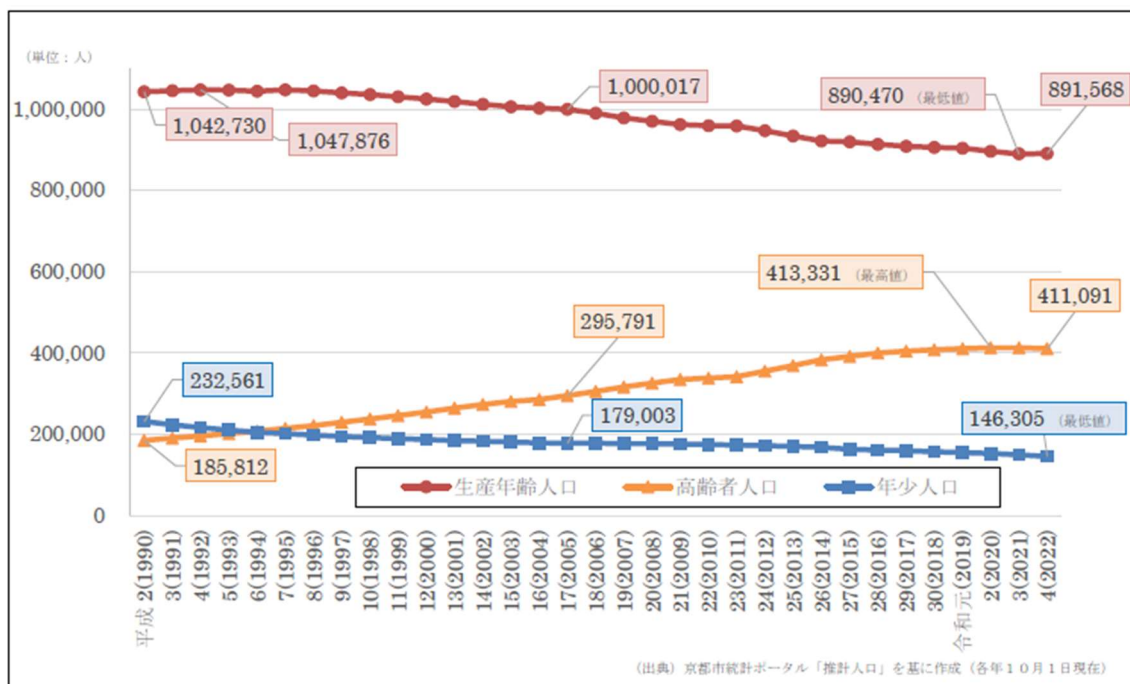
【図 2.1.1】京都市の人口推移



2.1.2 京都市の年齢別人口

京都市の平成 2 年から令和 4 年の 32 年間の年齢別人口の推移は、以下のとおりである。年少人口（0～14 歳）は約 37%減、生産年齢人口（15～64 歳）は約 14%減、高齢者人口（65 歳以上）は約 121%増となっている。

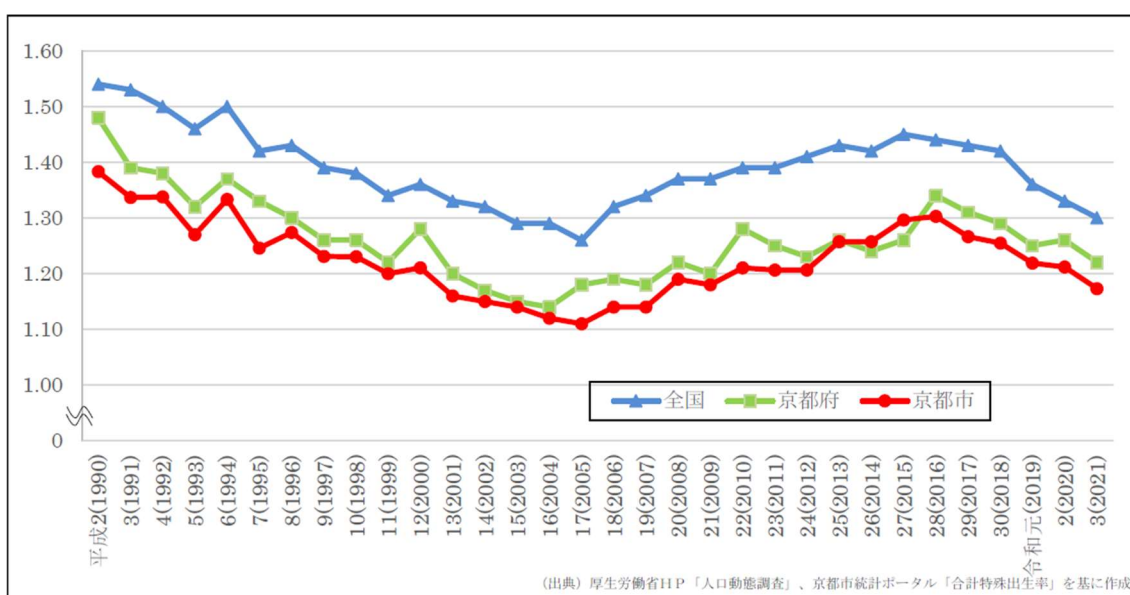
【図 2.1.2】京都市の年齢別人口推移



2.1.3 合計特殊出生率

京都市の合計特殊出生率は、平成17年以降増加傾向に転じたが、平成28年の1.30から減少が続き、令和3年では1.17と0.13ポイント低下しており、全国、京都府より低い状況にある。

【図 2.1.3】合計特殊出生率の推移



2.2 京都市における計画

2.2.1 計画の趣旨

京都が誇る「はぐくみ文化」の力を遺憾なく発揮し、社会の宝である子ども・若者を健やかで心豊かに育てていくための羅針盤として、「はぐくみプラン」が策定されている。

はぐくみプランの趣旨として、以下の内容が記載されている。

京都市では、子どもや若者を「社会の宝」として健やかで心豊かに育む社会を築くための共通規範である「京都市はぐくみ憲章」（2007（平成 19）年 2 月制定）のもと、「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」及び「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を策定し、着実に推進してきました。

この結果、例えば保育所等では 6 年連続、学童クラブ事業では 8 年連続で待機児童ゼロを達成（2019（平成 31）年度当初時点）するなど、大きな成果も挙げてきました。

しかしながら、この 5 年間で、虐待・貧困・障害等の支援ニーズはより一層増大・多様化しているほか、国全体で少子化が進行するなど、子ども・若者やその家庭の生活や安全に対して大きな影響を及ぼすおそれのある社会経済情勢の変化も見られています。

この間、京都市においても、2017（平成 29）年度に、子ども若者はぐくみ局の創設、子育て支援コンシェルジュ機能を担う区役所・支所子どもはぐくみ室の設置を行うなどの環境整備を進めてきたところですが、こうした状況のもと、全ての子ども・若者・子育て家庭が大切にされ、まちに笑顔があふれる社会とするためには、妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めていく必要があります。

本計画は、このような背景を踏まえ、これまで進めてきた 3 つの計画を一体化した形で後継計画として策定するものです。また、策定に当たっては、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」において調査審議を行いました。

2.2.2 施策の体系～3 つの柱～

はぐくみプランは、施策を 3 つの柱により計画達成を目指している。

- ライフステージに応じた子ども・若者の成長
- 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
- 子ども・若者とその家庭をみんなで支え・はぐくむ社会

3 子ども若者はぐくみ局の概要

3.1 子ども若者はぐくみ局創設

京都市では、子どもや若者に関わるあらゆる行政施策を融合し、一層推進していくために、保健福祉局・文化市民局・教育委員会が実施してきた子育て支援関連業務について、平成 29 年度にはぐくみ局を設置・移管することで、地域と行政が一体となり、京都に息づく「子どもを地域や社会の宝として大切に育む文化」を「はぐくみ文化」として創造し、発信する組織としてはぐくみ局が創設された。

はぐくみ局では、子どもと子どもの家庭への支援に関すること、子どもの成長に資すること、青少年及び若者施策等、原則として子どもや家庭、青少年等に係る全ての支援施策を推進している。

また、区役所・支所においても、子どもに関する業務を総合的かつ専門的に所管する窓口（子どもはぐくみ室）を設置するとともに、障害、健康長寿などをはじめ、分野ごとに市民にわかりやすく、質の高いサービスが提供できるよう、窓口を再編している。

3.2 組織

はぐくみ局の組織及び主な業務内容は、【表 3.2】に示すとおりである。

【表 3.2】はぐくみ局組織一覧

部名等	課名	主な業務内容
はぐくみ創造推進室		局の庶務・計理・労務管理・研修、社会保障制度の適正な運営に関する調査・企画・連絡調整、社会福祉法による社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の認可・指導及び監督、児童福祉施設等の指導及び監督、「京都市はぐくみ憲章」の推進、あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラに係る事業の推進・関係機関との連絡調整
子ども若者未来部	育成推進課	子ども若者の育成に係る総合的な支援に関する事務の調査・企画・連絡調整、青少年活動の推進に関する事務の連絡調整、はぐくみプランの推進、児童福祉施設の認可・指導、児童館の運営指導、学童クラブ事業の実施、放課後まなび教室の推進、青少年活動センター・百井青少年村、子ども・若者総合支援事業、スポーツ少年団その他少年団体への支援
	子ども家庭支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法・児童手当法、障害児福祉サービス事業所等の指定、障害児入所施設の認可、ひとり親家庭等医療費・子ども医療費支給制度に関する事務、学童う歯対策事業の医療費の支給

部名等	課名	主な業務内容
子ども若者未来部	子育て支援総合センターこどもみらい館	企画推進会議の運営、研究室等の貸館業務、施設管理、「子育て図書館」の運営、子育て情報の発信、子育て講座等の実施、乳幼児の子育て相談事業、研究・研修事業の実施、こども元気ランドの運営、子育て支援ボランティアの募集及び養成
	児童福祉センター	児童・障害児に関する相談の受付・助言指導、一時保護、里親・里親会、児童の診察・指導・看護、発達支援児童の療育等
	桃陽病院	桃陽病院（小児慢性疾患患者の診療・指導・看護）の運営
幼保総合支援室		保育行政の基本計画・保育施策の検討、保育所等保育費用、民間保育園等の認可・法外援助・運営指導、私立幼稚園の振興・助成事務、市営保育所の一般管理・労務管理、保育所職員の研修指導、認可外保育施設の届出事務
	保育所	乳幼児の保育

（出典：京都市ホームページ）

3.3 子ども若者はぐくみ局の予算の推移及び決算額

はぐくみ局が所管する令和2年度から令和4年度までの予算現額の推移及び令和4年度決算額は、以下のとおりである。

【表 3. 3】 予算現額の推移及び決算額

(単位：百万円)

項目	主要施策の概要	令和 2 年 度予算	令和 3 年 度予算	令和 4 年 度予算	令和 4 年 度決算
幼稚園・保育所	子どものための教育・保育給付、教育・保育の充実	55,394	53,807	51,909	50,585
子ども若者育成支援	子ども育成支援、若者支援、母子保健対策、要援護児・心身障害児対策、母子・父子及び寡婦福祉	56,048	71,907	55,037	51,697
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		461	400	447	196
施設運営その他	施設運営その他	1,351	787	1,004	708
合計		113,254	126,900	108,397	103,186

(出典：はぐくみ局提供資料)

3.4 外部監査での検証対象

はぐくみ局では、はぐくみプランにしたがって様々な事業を実施している。

監査の実施にあたり、はぐくみ局より令和 4 年度当初予算に係る内訳資料の提示を受けた。しかし、事業名だけで 200 件以上の事業があったため、監査対象年度である令和 4 年度の当初予算の金額的な重要性や事業の実施形態（直営であるか委託であるか等）を考慮して、監査対象事業の選定を行った。

第3 外部監査の結果

1 幼保総合支援室

1.1 施設型給付費及び地域型保育給付費

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化している。

給付の種類	内容
施設型給付	○認定こども園、幼稚園、保育所に対する財政支援の仕組みであり、上記施設を利用する子どもの保護者に、教育・保育を受けるために掛かる経常経費を支給する制度である。 ○保護者に対する支援制度であるが、法定代理制度により、施設・事業者が代理受領する。 ○国が定める「公定価格」をもとに算定した給付費が支給される。 ○保育料(月額利用料)については、利用者の所得に応じて応能負担で定められている。
地域型保育給付	○地域型保育に対する財政支援の仕組みであり、地域型保育を利用する子どもの保護者に、保育を受けるために掛かる経常経費を支給する制度である。 ○地域型保育とは、保育所よりも少人数の単位で、0歳から2歳の子どもの保育する事業で、共働き世帯など、家庭で保育が出来ない保護者の子どもを対象としている。 ○保護者に対する支援制度であるが、法定代理制度により、施設・事業者が代理受領する。 ○国が定める「公定価格」をもとに算定した給付費が支給される。 ○保育料(月額利用料)については、利用者の所得に応じて応能負担で定められている。

公定価格は、子ども一人あたりの単価として設定されており、「1～3号の子どもの区分」、「定員数」、「年齢」等に応じた単価×児童数で、基本的な扶助費の金額は決まる。このうち、年齢別、1～3号の号数別の児童数は、別途、1～3号の認定業務を京都市が実施しているので、各施設別の児童数は把握済みである。単価についても、こども家庭庁が公示する公定価格を使用するため、京都市で把握済みである。そのため、「給付費試算総括表」及び「試算児童一覧」を京都市側で作成し、各施設へ送付している。各施設

側で問題がないか確認したうえで、訂正がある場合のみ、返送している。

なお、1号認定の児童数については、毎月、「試算児童一覧」を京都市が作成し、各施設に送付し、相違がある場合は、手書きで訂正し返送する手続となっている。訂正があった場合には、認定がされているか、もしくは、「退園届」が出ているか、の確認を行う手続となっている。基本的に、1号から3号までの給付認定が下りないと、施設型給付費が支給されないので、新規入園者の認定漏れもしくは申請漏れは、考えられない。ただし、年度途中での退園については、各施設を通じて、京都市へ「退園届」が提出されるため、施設側が申請しなければ、京都市での把握が漏れ、実際には、在園しないにも関わらず、施設型給付費が支給されるおそれがある。施設側が申請しないこともあるとの前提からチェックする仕組みも必要である。

この点、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推進室と連携を取り、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点での検証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

【意見1】 児童数の実在性確認方法の検討

施設側が故意に「退園届」を提出しない等の視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携を取り、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

1.2 保育士等処遇改善臨時特例事業

当事業は、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を利用した事業であり、教育・保育の現場で働く方々の収入の引き上げに必要な費用を補助している。

国事業の実施期間は、令和4年2月から9月までの期間であるが、今回の監査対象は、令和4年度分のため、令和4年4月から令和4年9月が対象となる。令和4年10月以降は、公定価格に、「処遇改善Ⅲ」の項目が追加され、処遇改善が維持されるよう給付が続く。

処遇改善は、基本給だけでなく、手当で支給することも可能である。

京都市は、当該補助金の確認手続として、主に申請施設の書類の入力漏れや軽微な記載誤りなどの形式的確認のみを行っている。なお、「賃金改善計画書(処遇改善加算Ⅰ)」の資料にて、賃金水準の維持については、確認している。

しかし、当該補助金は、各施設からの申請に基づいて補助金を支給するものであるため、処遇改善の実態がないにもかかわらず申請が行われていないかという視点での検証を行うプロセスが別途必要である。現在京都市が行っている形式的確認のみでは、職員の収入の3%(月額9,000円)程度の賃金改善がなされているかの確認はできておらず、申請内容の適正性の確認としては弱い。また、当期の賃金改善内訳額(職員別内訳)を

提出するのみでよく、前期比較がされないため、賃金改善を行ったかどうか提出書類を確認するだけではわからない。そのため、賃金改善内訳額（職員別内訳）の提出のみでは、申請内容の適正性に関する牽制効果は弱いといえる。

補助金支給前に、全ての施設の申請内容の正確性を画一的に詳細に検討することは困難であるため、事後的にはあるが、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推進室と連携をとり、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点で検証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

【意見2】 保育士等処遇改善臨時特例事業における要件確認方法の検討

当該臨時特例事業は令和4年9月で終了し、令和4年10月以降は、公定価格の処遇改善Ⅲの項目に引き継がれている。故に処遇改善Ⅲの審査にも影響を与えることになるが、処遇改善の実態がないにもかかわらず申請が行われていないかという視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

1.3 公営保育所事業費

公営保育所の運営費は、全てはぐくみ局で審査のうえ、支払いがなされる。建物の修繕についてははぐくみ局では、年1回、修繕の希望を聞き予算に応じて割り振っているが、保育所別に修繕計画を立てていない。3～4年前に耐震工事は終わったとのことであるが、最も古い南区の昭和43年建築の久世保育所乳児棟は、築55年を超えており、その後、南保育所、養正保育所幼児棟、辰巳保育所と続く。

公営保育所については、長期的な修繕計画、施設整備計画を策定し、長期的な施設の利用可能性を高めていくことが必要であり、また、施設の建替えをも考慮しなければならない時期も迫ってくる。施設の建て替えとなれば、多額の支出が見込まれるため、公営保育所の必要性の議論から始めなければならず、時間も要することになる。

長期的な財政負担の軽減・平準化を行うためにも、計画的に修繕等を実施していくことが望まれる。

【意見3】 計画的な修繕等の実施

公営保育所は、建築後、相当年数経過している施設が出てきている。長期的な財政負担の軽減・平準化を行うためにも、計画的に修繕等を実施していくことが望まれる。

1.4 時間外保育事業

京都市では、時間外保育に対する市民の需要に応えるため、利用施設の開所時間の前後において時間外保育を実施している。

時間外保育は各施設の自主事業であることから、施設と利用者との利用時間・方法を決定することとなり、保育料とは別に利用料を徴収することができるが、京都市では実施施設が当該事業を実施するために必要な費用として京都市時間外（延長）保育事業実施要綱に定められた金額を別途給付している。

時間外（延長）保育事業を実施している施設から2件をサンプル抽出し、時間外（延長）保育事業実施計画届出書及び各種交付申請書類を閲覧した。

各施設は、各月の時間外（延長）保育事業の利用実績を集約した上で、年度末に一括で報告されており、各種交付申請書類（時間外（延長）保育事業経費交付申請書、時間外（延長）保育事業実績報告書、時間外（延長）保育事業実支出額調書、時間外（延長）保育事業に係る経費内訳書）が提出されている。幼保総合支援室では前期比較や月次比較を行うことで異常な著増減が発生していないか等の妥当性検証や毎月の利用実績報告との不整合がないか等の正確性検証を行ったうえで支給を行っていることを確認することができた。

ただし、幼保総合支援室でのチェックはあくまで形式的な確認のみを行っていると考えられる。当該給付は事業を行っている施設からの申請に基づいて直接施設に給付するものであるため、利用実態のない申請が行われていないかという視点での検証を行うプロセスが別途必要である。

この点、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推進室と連携をとり、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点で検証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

【意見 4】時間外保育事業における利用実態の確認方法の検討

施設から利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

1.5 一時預かり事業（一般型）

家庭で育児をしている保護者等の育児疲れの解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対する需要等に対応するため、一時預かり保育を実施している。一時預かり事業は各施設の自主事業であることから利用する児童の保護者等から利用料を徴収することができるが、京都市では実施施設が当該事業を実施

するために必要な費用として京都市一時預かり事業（一般型）実施要綱に定められた金額を別途給付している。

【表1.5】過去5年間ににおける一時預かり事業（一般型）利用件数推移

（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
休日以外利用	42,190	35,804	20,401	21,635	23,641
休日利用	4	4	3	2	0

（出典：はぐくみ局提供資料より監査人が集計）

（注）休日利用の件数には当事業の給付対象とならない京都市営保育所での利用件数を含んでいない。

一時預かり事業（一般型）の休日利用件数は令和4年度で0件、コロナ禍以前の平成30年度でも年間4件の利用にとどまっている。当該件数には保育所等に入所している児童の休日利用件数は含まれない（注）が、それでも利用頻度が低調であると言わざるを得ない。

この点、京都市では実施施設や保護者等へのアンケート結果から地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出しており、事業に必要な提供体制の確保に尽力している。一時預かり事業（一般型）についても予想利用件数を算出したうえで提供施設の確保を行っているが、休日利用と休日以外利用を区分してまでは検証されていなかった。当該事業では休日利用と休日以外利用の実施施設数そのものが大きく異なることに鑑みると、一時預かり事業（一般型）の休日利用の需要が正確に把握できていないことが予想される。そのため、アンケートを取る際には休日利用と休日以外利用を区分するなど工夫して、一時預かり事業（一般型）の休日利用の需要がどの程度あるのか把握し、提供施設の確保の要否の検証を行っておくことが必要である。

そのうえで、需要はあるにもかかわらず利用がされていないという結果であれば、実施施設が近くにない、広報活動が行き渡っておらず知られていない等の原因が想定されるため、せつかくの子育て支援の制度を有効活用してもらえるように京都市として対策を講じることが望まれる。

（注）保育所等に入所している児童が休日保育を利用する場合は、一時預かり事業（一般型）ではなく、国給付費の休日保育加算の対象（令和4年度実績1,716件）となる。

【意見5】一時預かり事業（一般型）の予想利用件数の把握

一時預かり事業（一般型）の予想利用件数を把握する際には休日利用と休日以外利用とを区分してアンケート等を実施の上、需要に適合した対策を講じることが望まれる。

一時預かり事業（一般型）を実施している施設から1件をサンプル抽出し、一時預かり事業（一般型）実施計画書及び各種給付申請書類を閲覧した。

サンプル対象施設からは毎月、一時預かり事業（一般型）実績報告書が提出されており、その結果を集約して年度末に各種給付申請書類（一時預かり事業（一般型）経費交付申請書、一時預かり事業（一般型）事業実支出額調書、一時預かり事業（一般型）に係る経費内訳書）が提出されている。幼保総合支援室では前期比較や月次比較を行うことで異常な著増減が発生していないか等の妥当性検証や毎月の利用実績報告との不整合がないか等の正確性検証を行ったうえで支給を行っていることを確認することができた。

ただし、幼保総合支援室でのチェックはあくまで形式的な確認のみを行っていると考えられる。しかし、当該給付は事業を行っている施設からの申請に基づいて直接施設に給付するものであるため、利用実態のない申請が行われていないかという視点での検証を行うプロセスが別途必要である。

この点、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推進室と連携を取り、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点で検証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

【意見 6】一時預かり事業（一般型）における利用実態の確認方法の検討

施設から利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携を取り、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

1.6 一時預かり事業（幼稚園型）

当該事業は保育所又は認定こども園（保育所部分に限る。）を利用していない家庭において、就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、主に幼稚園において一時預かり保育を実施するものである。一時預かり事業は各施設の自主事業であることから利用する児童の保護者等から利用料を徴収することができるが、京都市では実施施設が当該事業を実施するために必要な費用として京都市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱に定められた金額を別途給付している。

一時預かり事業（幼稚園型）を実施している施設から2件（幼稚園型Ⅰ：1件、幼稚園型Ⅱ：1件）をサンプル抽出し、一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書及び各種交付申請書類を閲覧した。

サンプル対象施設からは毎月、一時預かり事業（幼稚園型）実績報告書が提出されており、その結果を集約して年度末に各種給付申請書類が提出されている。幼保総合支援

室では前期比較や月次比較を行うことで異常な著増減が発生していないか等の妥当性検証や毎月の利用実績報告との不整合がないか等の正確性検証を行ったうえで支給を行っていることを確認することができた。

ただし、幼保総合支援室でのチェックはあくまで形式的な確認のみを行っていると考えられる。しかし、当該給付は事業を行っている施設からの申請に基づいて直接施設に給付するものであるため、利用実態のない申請が行われていないかという視点での検証を行うプロセスが別途必要である。

この点、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推進室と連携を取り、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点で検証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

【意見 7】 一時預かり事業(幼稚園型)における利用実態の確認方法の検討

施設から利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携を取り、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

1.7 病児・病後児保育事業

当事業は、病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童を病院・診療所等に付設された保育施設で一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的としている。

実施主体は京都市であるが、適切な事業運営が確保できると認められる医療法人等に業務を委託しており、委託料等の支払いを行っている。

令和4年度における施設別の委託料及び年間延利用児童数は以下のとおりである。

【表1.7】 令和4年度施設別委託料及び年間延利用児童数

(単位：千円)

委託 施設	基本分経費		加算分 経費	利用料等 減免分 加算	合計	年間延利 用児童数 (人)
	基本分	改善分				
A	4,493	2,538	3,000	668	10,699	218
B	4,493	2,538	16,000	4,703	27,734	1,523
C	4,493	2,538	—	14	7,045	4
D	4,493	2,538	1,500	435	8,966	145
E	4,493	2,538	5,000	1,558	13,589	436

委託 施設	基本分経費		加算分 経費	利用料等 減免分 加算	合計	年間延利 用児童数 (人)
	基本分	改善分				
F	4,493	2,538	7,000	2,117	16,148	677
G	4,493	2,538	5,000	1,496	13,527	460
H	4,493	2,538	8,000	2,281	17,312	717
I	4,493	2,538	—	12	7,043	4
J	4,493	2,538	3,000	660	10,691	210

年間延利用児童数欄を見ると令和4年度の利用実績が非常に低い実施施設があることがわかる（委託施設C及びI）。

当該事業は京都市の委託事業であり、実施施設は事業を実施できる施設・体制を整備しておく必要があることから年間延利用児童数が少ない場合であっても基本分経費の支払いが固定的に行われること自体に問題はないと思われる。

しかし、病児・病後児を抱える保護者に対する支援事業として医療機関の協力を得て実施している事業にもかかわらず、利用者が少ない実施施設があるという状況は何らかの課題が内包されていると考えられる。令和4年度に利用者が少なかった2施設については以下のような原因によるとの回答があった。

- ・施設の交通の便が良くなく、駐車場も有料である。
- ・利用当日の朝に受診しても病児保育の利用開始が昼過ぎになる。
- ・コロナ禍で当該施設では受入前のPCR検査を必須としていたが、当該施設での検査ができず、別の病院等で検査したうえで申し込む必要があった。

病児・病後児保育については、感染症の流行状況や保護者の就労状況等によって利用実績が大きく変わることも予想され、社会経済活動維持のための重要な施設であることも踏まえると、実績が少ないことのみをもって委託を中止できないことは理解できる。しかし、京都市からの委託事業であることを踏まえると上記のような施設の利用のしがたさに原因があるのであれば、年度途中でも実施施設と原因解消に向けた対策を講じるべきであり、原因解消が難しいようであれば委託先の変更も含めて検討することが必要と考える。

なお、令和4年度に年間延利用児童数の少なかった2施設のうち、1施設については令和4年度末で委託を終了している。

【意見8】 利用者数の少ない病児・病後児保育実施施設との協議

病児・病後児保育施設の利用者数が少ない原因が施設の利用のしがたさにあるのであれば、年度途中でも実施施設と原因解消に向けた対策を講じ、原因解消が難しいようであれば委託先の変更も含めて検討することが望まれる。

1.8 保育料徴収対策

京都市では保育所保育料の徴収率の向上を図り、保育所運営に係る貴重な財源を確保するとともに、納入世帯と滞納世帯との不公平を是正していくため、毎年7月と12月を保育料の徴収強化月間と定め徴収強化に取り組んでいる。

滞納者との折衝記録を任意に3件検証してみたところ、非常にきめ細やかに対応されている過程が見て取れた。また、令和4年度末に収入未済額として残っているもののうち、最も古い平成7年度に発生したものについても折衝記録を検証してみたところ、定期催告の送付のみでなくタイミングを見て電話連絡を行っている状況が見て取れた（ただし、近年では架電するも応答がないため令和5年度に時効期間が到来し、不納欠損処理する予定とのことである。）。

一方で個別対応することによる相当な手間がかかっているとも考えられる。この点、保育料は強制徴収債権であり、京都市が自ら滞納処分（財産調査、差押え等）ができる。そのため、滞納が発生した場合は前述の徴収対策を進め、それでも徴収ができない場合には時効期間（5年）の経過により、債務者による時効の援用を要せずに債権を消滅させることになる。複雑な法的手続や判断が必要となる古い案件が残り続けることはないことから幼保総合支援室の担当者による対応で十分可能であるとのことであった。

しかし、幼保総合支援室の人員も限られており、折衝件数が多くなればきめ細やかな対応もしきれなくなることが容易に想像できる。毎年度ある程度の収入未済額が新たに発生している現状に鑑みると、例えば、保育料を期限内に納付していない場合には児童手当からの特別徴収を実施するなどして収入未済額の発生件数自体を低減させる対策も必要ではないかと考える。滞納処分や不納欠損処理も発生していることから、受益者負担の公平性を確保する意味でも保育料の滞納者対応事務作業量の軽減策を検討することを期待する。

【意見9】 保育料滞納者への効果的・効率的な対応方法の検討

保育料の滞納者対応に相当な手間がかかっていることから、例えば、保育料を期限内に納付していない場合には児童手当からの特別徴収を実施するなどして収入未済額の発生件数自体を低減させる対策等、業務量の軽減策を検討することが望まれる。

2 育成推進課

2.1 児童館(一元化)運営費、児童館(単独)運営費、学童保育所運営費

一元化児童館(学童クラブ事業の機能を併せて実施する児童館)・単独児童館(児童館事業のみを行う児童館)・学童保育所(学童クラブ事業のみを行う施設)のうち、京都市が設置している公設施設は、一元化児童館91施設及び学童保育所8施設であり、指定管理者が指定を受け施設の管理及び運営をしている。

指定管理者の募集は、97施設を公募、2施設を非公募によっている。2施設を非公募としたのは、当該施設が設置されている敷地は、京都市が借りている敷地であり、当該賃貸借契約に「地域住民等が主体となった運営委員会が同施設を運営すること」という条件が付されているためである。

一元化児童館・単独児童館・学童保育所のうち、民設の施設は、一元化児童館が37施設、単独児童館が1施設、学童保育所3施設であり、京都市は、民間の団体に随意委託契約によりこれらの業務運営を委託している。

民設の一元化児童館・単独児童館・学童保育所事業の契約に当たっては、各委託先と随意契約の締結を継続している。随意契約の理由として、一元化児童館及び単独児童館については、「児童館という児童厚生施設を所有していることのみならず、①児童の健全育成に深い理解を持つこと、②地域の学校、各区役所、支所子どもはぐくみ室等との密接な関係を築き、地域福祉の向上を目指した地域に開かれた児童館である必要があり、事業に対する専門性が求められる」ことを、学童保育所については、「児童の健全育成に対して深い理解を持つことと地域の関係機関と密接な関係を築いていく必要があり、専門性が求められる」ことを挙げている。

しかし、児童の健全な育成を図ることを目的として事業を行っている団体は、現在の契約相手先以外にもあり、これらの団体は、地域の関係機関と密接な関係を築いたうえで事業を運営するポテンシャルは十分にある。

例えば、少子化が進み定員が充足していない保育園や幼稚園の運営法人がその施設を利用して学童クラブ事業等を行う意欲を持つ可能性がある。公設児童館の指定管理者の募集に当たっても、一部の児童館においては競合するケースがでてきている。

随意契約を長期間継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性が担保できない。契約相手が切り替わる際に多少の混乱が生じるかもしれないが、安定後はサービスの質の向上が図れる可能性もある。

よって、随意契約の理由を再検討した上で、理由が不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性を確保するため、プロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。

なお、契約は単年度ではなく複数年度で契約することもありうることを申し添える。

【意見10】 民設一元化児童館・単独児童館・学童保育所事業の委託先の募集方法

随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎず、随意契約を継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性を担保できない。

随意契約の理由を再検討した上で、理由が不十分な場合には、契約の透明性を確保するため、プロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。

学童クラブ事業では、児童が安心・安全で静かに過ごせる場として、体育館など体を動かす場とは区分した「専用区画」を設ける必要がある。国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備・運営基準」という。）」では、専用区画の面積基準として、「児童1人につき概ね1.65㎡以上」と定め、「専用区画の面積」を「児童の数」で割って算出する。

また、学童クラブ事業の運営団体に対しては、指定管理の協定書もしくは委託契約書において、専用区画面積基準を満たさなくなった場合、施設外に事業の実施場所を確保し、施設外クラスとして運営するよう求めている。

一方、指定管理者を募集するための募集要項においては、「専用区画の面積基準を満たさなくなった場合、施設外に事業の実施場所を確保し、施設外クラスとして運営を実施していただくことがあります」と記載されている。

現状の募集要項の記載内容では、運営団体が施設外に事業の実施場所を確保しない場合があるとの誤解を招くおそれがあるため、募集要項においても、施設外クラスとして運営する必要がある旨の趣旨が伝わる記載内容とすることが望まれる。

【意見11】 募集要項における専用区画の面積基準に関する記載内容

公設児童館の指定管理者の募集要項では、「専用区画の面積基準を満たさなくなった場合、施設外に事業の実施場所を確保し、施設外クラスとして運営を実施していただくことがあります。」となっており、協定書の「施設外クラスとして運営することとする」と記載内容が異なる。

現状の募集要項の記載内容では、施設外に事業の実施場所を確保しない場合があるとの誤解を招くおそれがあるため、募集要項においても、施設外クラスとして運営する必要がある旨の趣旨が伝わる記載内容とすることが望まれる。

国の「設備・運営基準」では、学童クラブ事業者は、施設ごとに放課後児童支援員を「支援の単位ごとに2人以上置く」必要がある（設備・運営基準第10条第1項、第2項）。

ただし、その1人を除き補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支

援員を補助する者)に代えることができるとしている(設備・運営基準第10条第2項)。

京都市は、学童クラブ事業の運営団体に対して、指定管理の協定書もしくは委託契約書において、児童の数概ね40名ごとにクラス編成したうえで、1クラスごとに2名以上の職員を配置し、うち1名は放課後児童支援員の資格を有する者とするよう求めている。

また、指定管理者の募集要項においても、出席児童数概ね40名の支援の単位ごとにクラス編成するとともに、1クラスごとに2名以上の職員を配置し、うち1名は放課後児童支援員の資格を有する者とすることを明記している。

面積基準及び職員配置基準の算定で利用する「児童の数」の計算方法について、京都市は、厚生労働省が技術的助言をしている通達の計算方法と異なる方法を採用している。

京都市が面積基準と職員配置基準の算定で利用する児童数は、「登録児童数×過去3年間の実出席率の平均値」により計算し、厚生労働省通達の「登録時の利用希望日数」を用いていない。これは、京都市の利用料金体系は、利用日数別でなく利用月別であり、申請時に利用希望日数の情報を入手していないこと、また情報を入手したとしても、申請は年度前の2月中旬頃を期限としており、申請時に利用実態に近い情報を得られないと思われるからとのことである。

京都市において学童クラブ事業の面積基準と職員配置基準の算定の際に利用する児童数の算出は、厚生労働省通達と異なるが、その具体的な算定方法について、公設の学童クラブ事業に関する指定管理者の募集要項に記載していない。面積基準及び職員配置基準は重要な基準であり、応募の可否の判断において重要な内容である。よって、募集要項に面積基準と職員配置基準の具体的な算定方法を掲載することが望まれる。

また、民設の学童クラブ事業の運営者にとっても面積基準と職員配置基準は運営上重要な基準である。現状、問い合わせがない限りその具体的な算定方法については周知していないとのことであるが、運営者には広く周知することが望まれる。

【意見12】学童クラブ事業の面積基準と職員配置基準の具体的な算定方法の周知

面積基準及び職員配置基準は重要な基準であり、応募の可否の判断において重要な内容である。よって、募集要項に面積基準と職員配置基準の具体的な算定方法を掲載することが望まれる。

また、民設の学童クラブ事業の運営者にとっても面積基準と職員配置基準は運営上重要な基準であるため、運営者には広く周知することが望まれる。

2.2 放課後ほっと広場事業

放課後ほっと広場は、一元化児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域において、小学校施設を活用し「放課後まなび教室」との緊密な連携のもと実施する学童

クラブ機能を有する事業である。これは、国の「新・放課後子ども総合プラン」等において推進する一体型（同一の小学校内で放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施する）の事業形態である。

放課後ほっと広場の契約に当たっては、京都市学童保育所管理委員会と随意契約の締結を継続している。地方自治法上随意契約は例外的に認められたものに過ぎないため、随意契約を行うためには、具体的な理由が必要である。

随意契約の理由として、「昼間留守家庭になる小学校児童を対象として放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解を持つことと地域の関係機関と密接な関係を築いていかなければならない」ことを挙げている。

また、契約相手を京都市学童保育所管理委員会とした理由は、「8箇所の学童保育所を運営しており児童の健全育成に対して深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる」ためとしている。

しかし、児童の健全な育成を図ることを目的として事業を行っている団体は、現在の契約相手以外にもあり、それらの団体は、地域の関係機関と密接な関係を築いたうえで事業を行っていくポテンシャルは十分にある。

随意契約を長期間継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性が担保できない。契約相手が切り替わる際に多少の混乱が生じるかもしれないが、安定後はサービスの質の向上が図れる可能性もある。

よって、随意契約の理由を再検討した上で理由が不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性を確保するため、プロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。

なお、契約は単年度ではなく複数年度で契約することもありうることを申し添える。

【意見13】放課後ほっと広場事業の委託先の募集方法

随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎず、随意契約を継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性を担保できない。

随意契約の理由を再検討した上で理由が不十分な場合には、契約の透明性を確保するため、放課後ほっと広場事業に関しプロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。

2.3 地域学童クラブ事業補助

京都市は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するた

めに、近隣に学童クラブ事業を実施する児童館等がない地域や昼間留守家庭児童の多い地域等、一定の要件を満たす場合、民間の社会福祉法人等が実施する学童クラブ事業（以下「地域学童クラブ事業」という。）に対し、補助金を交付している。

京都市地域学童クラブ事業補助要綱により、地域学童クラブ事業者は京都市への実績等報告を行う必要がある。

監査人は、補助金額が要綱に従った補助金の算定となっているか、要綱に従った事務の執行がなされているか確認するため、A学童クラブに対する補助金額の算定表及び実績等報告書を閲覧した。

その結果、A学童クラブの収支決算書の歳入の「京都市からの補助金額」の欄は、作成日時点の見積金額が記載されていたため、実際の決算金額と異なっていた。

これは、次の理由による。京都市は、補助金の最終支払となる4回目の補助金の金額を確定するために、歳出総額が確定した段階で収支決算書を提出させている。そのため、補助団体は、正確な歳入額を把握する前に収支決算書を提出する必要があり、京都市からの補助金額について、見積金額を記載せざるを得なかった。

しかし、京都市地域学童クラブ事業補助要綱によれば、決算が確定したのち収支決算書により報告を受ける必要がある。

実際の補助金の額を記載した収支決算書を入手しなければ、確定した年間の補助金額と歳出合計額とを比較して、返還すべき補助金の額の有無が一読してわからない。また収支決算書により、京都市は、補助金の活用状況や事業全体の収支のバランスを確認しているとのことであるが、そのためには確定した年間の補助金額による収支決算書を入手したうえで収支のバランスを確認する必要がある。

これらの手続を効果的に実施するために、確定した段階において、確定した補助金額が記載されている収支決算書を入手する必要がある。

【指摘事項1】地域学童クラブ事業の収支決算書

地域学童クラブ事業の収支決算書の「京都市からの補助金額」について、補助団体の見通し額を記載したものは入手しているものの、確定金額を記載したものは入手していない。

京都市地域学童クラブ事業補助要綱に基づき、確定した補助金の額を記載した収支決算書を入手する必要がある。

2.4 学童クラブ障害児対策

京都市は、平成7年度から児童館等で実施する学童クラブ事業において障害のある児童を受け入れるにあたり、障害の程度に応じて、介助者の派遣を実施している。

当該介助者派遣事業は、学童クラブ事業において障害のある児童を受け入れる児童館等の各施設が利用できる。しかし、地域学童クラブ運営施設は利用できない。

地域学童クラブは、一元化児童館等と同じく学童クラブ事業を行っている。しかし、京都市によれば、地域学童クラブ事業の運営団体は補助団体という特性上、事業の実施責任は各運営団体にあり、障害児対策についても各運営団体の負担で実施することとしているため、介助者派遣の対象にしていないとのことである。ただし、地域学童クラブ補助金では、一元化児童館等よりも手厚い障害児受け入れに係る加算を設けており、障害児対策に要する費用負担の軽減を一定程度図っている。

しかし、一定の負担軽減が行われているとはいえ、地域学童クラブ運営事業者自身が障害のある児童を安全・安心に見守るための体制をつくるには一定の負担がかかり、受入れを躊躇する可能性がある。

そもそも地域学童クラブは、学童クラブ事業を実施する児童館等がないこと、又は事業の実施場所近隣のニーズが高いなど、学童クラブ事業を実施する必要性が認められる場合に補助金の交付が認められていることを鑑みると地域学童クラブしか利用できない地域の住民にとって、他の地域の住民と同じサービスを受けられないのは公平性に欠ける。地域学童クラブの運営団体は、児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域である等必要性が認められるため補助金の交付が認められていることを踏まえ、公平性の観点から同事業の利用対象に地域学童クラブの運営団体を含めることが望まれる。

【意見14】 障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の利用対象

学童クラブ事業において障害のある児童を受入れるにあたり児童館等への介助者を派遣する介助者派遣事業は、非常にニーズの高い事業であるが、地域学童クラブの運営団体は利用対象外である。地域学童クラブの運営団体は、児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域である等必要性が認められるため補助金の交付が認められていることを踏まえ、公平性の観点から同事業の利用対象に地域学童クラブの運営団体を含めることが望まれる。

京都市は、当該介助者派遣事業を随意契約により委託している。

介助者派遣事業の契約に当たっては、公益社団法人京都市児童館学童連盟（以下「児童館学童連盟」という。）と随意契約の締結を継続している。地方自治法上、随意契約は例外的に認められたものに過ぎないため、随意契約を行うためには、具体的な理由が必要である。

随意契約の理由として、「学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する十分な理解が求められるとともに、各児童館、学童保育所との連絡調整が必要不可欠」であり、「障害のある児童の介助者養成及び派遣は、専門的な知識と技術を要する」ことを挙げている。

また、契約相手を児童館学童連盟とした理由は、「市の児童館・学童クラブ事業を受

託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上などを目的」としているためとしている。

しかし、学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する十分な理解のある団体は、現在の契約相手以外にも存在する可能性がある。随意契約を継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性が担保できない。契約相手が切り替わる際に多少の混乱が生じるかもしれないが、安定後はサービスの質の向上が図れる可能性もある。

よって、随意契約の理由を再検討した上で理由が不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性を確保するため、プロポーザル方式による公募等による契約相手の募集方法を検討することが望まれる。

なお、契約は単年度ではなく複数年度で契約することもありうることを申し添える。

【意見15】 障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託先の募集方法

随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、随意契約を継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性を担保できない。

随意契約の理由を再検討した上で理由が不十分な場合には、契約の透明性を確保するため、障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業に関しプロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。

2.5 児童館学童連盟助成

京都市は、京都市における児童館・学童クラブの活動支援及び児童福祉関係の事業を推進することにより、児童の健全育成を図り、児童福祉の向上に資することを目的に設立された児童館学童連盟に対する補助金の交付を行っている。

児童館学童連盟が提出した「事業概要」に記載されている京都市補助金を原資として実施している事業について、交付要綱の対象事業と比較した内容は、【表 2.5 の 1】のとおりである。

【表 2.5 の 1】 補助金対象事業に関する「事業概要」と「交付要綱」の比較

事業概要		交付要綱
法人会計（管理部門会計）	社員総会・理事会などの会議運営、各公益事業の財務管理、加盟団体の用に供することを含めた諸規定の整備等を実施	
公益 1	児童館・学童クラブを通じた健全育成・子育て支援事業 ・各種専門委員会の運営	児童館・学童クラブを通じた健全育成・子育て支援事業の実施 (1) 市内児童館・学童クラブ全体における健全育成・子育て支援事業に係る各種専門委員会（事業推進委員会、広報委員会等）の運営
		(2) 市内各児童館・学童クラブの連絡調整等の連盟が担っている事務の統括
公益 2	児童館人材マッチングセンター運営	児童館人材マッチングセンター運営

事業概要での法人会計の業務内容をみると、「社員総会・理事会などの会議運営」が含まれているが、交付要綱の対象業務と照らすと、交付対象とは言い難い。特にホテル等の外部会場で実施している総会や理事会に関連する費用を京都市が補助することは、補助金の有効性及び効率性の観点から不適切と言わざるを得ない。また、法人会計の業務内容である「各公益事業の財務管理」についても、例えば児童館学童連盟は、一元化児童館の運営を委託されており、児童館を運営するに当たって必要となる基本的な運営経費の額を委託料として受けとった上で、さらに各公益事業の財務管理のための補助金額を受け取っている。一方、他の一元化児童館の運営事業者は、同様の補助は受けておらず、公平性の観点から疑問がある。

さらに、法人会計の業務内容である「加盟団体の用に供することを含めた諸規定の整備等」については、交付要綱の対象とならない諸規定の整備等が交付対象となっており適切ではない。

【指摘事項 2】 児童館学童連盟補助金の対象業務

社員総会・理事会などの会議運営、各公益事業の財務管理、加盟団体の用に供することを含めた諸規定の整備等の活動に関する「法人会計」の経費に対し補助金の対象としているが、交付要綱の補助金対象業務に照らし、補助金対象外とする必要がある。

現状、交付要綱の別表で掲げられている「市内各児童館・学童クラブの連絡調整等の連盟が担っている事務の統括」が法人会計の業務だと解釈している可能性がある。しかし、「市内各児童館・学童クラブの連絡調整等の連盟が担っている事務の統括」という内容では、具体的にどのような内容が補助金の対象業務に該当するか解釈の余地が生じやすい。補助金の対象業務に該当するかどうか客観的に判断しやすいよう、交付要綱の内容をより具体的な対象業務に改めることが望まれる。

【意見 16】児童館学童連盟補助金要綱の対象業務の内容

児童館学童連盟補助金要綱の補助金対象業務のうち「市内各児童館・学童クラブの連絡調整等の連盟が担っている事務の統括」という内容は、どのような業務内容を指しているのか解釈の余地が生じやすい。客観的に判断しやすいよう、より具体的な内容に改めることが望まれる。

児童館学童連盟が京都市に提出した令和 4 年度の補助金収支決算書と財務諸表の経費金額は、以下のとおりである。

【表 2.5 の 2】令和 4 年度補助金収支決算書の要約

(単位：千円、千円未満切り捨て)

部門		項 目	人件費	事務費	計
法人会計		決算額	17, 296	8, 625	25, 922
		補助金充当額	17, 296	5, 740	23, 037
		備考	事務局長・事務局次長・事務職員		
公益 1	児童館・学童クラブを通じた健全育成・子育て支援事業	決算額	31, 708	61, 087	92, 796
		補助金充当額	6, 927	196	7, 124
		備考	主任児童厚生員		
公益 2	児童館運営・支援事業	決算額	257, 681	91, 175	348, 857
		補助金充当額	2, 960	353	3, 314
		備考	マッチングセンター従事職員給与手当の 2 分の 1		
公益 3	統合育成事業	決算額	9, 930	6, 446	16, 377
		補助金充当額	－	－	－
公益 4	ファミリーサポート事業	決算額	18, 272	13, 547	31, 820
		補助金充当額	－	－	－
公益 5	やんちゃフェスタ事業	決算額	－	92	92
		補助金充当額	－	－	－
合 計		決算額	334, 891	180, 975	515, 866
		補助金充当額	27, 185	6, 290	33, 476

(出典：補助金実績報告書)

【表2.5の3】 令和4年度財務諸表の経費金額

(単位：千円、千円未満切り捨て)

項目		金額	備考
経常経費	事業費	411,834	
	管理費	25,469	
	計	437,303	
経常外経費		4,714	固定資産除却損・過年度減価償却費
経費合計		442,018	

(出典：児童館学童連盟令和4年度財務諸表「正味財産計算書」)

児童館学童連盟の令和4年度の経費合計金額について、財務諸表(442,018千円)と補助金実績報告書(515,866千円)とが異なっている。

京都市は、財務諸表を入手した段階で財務諸表と補助金実績報告書を照合し、補助金実績報告書の正確性について確認する手続を実施する必要がある。

【指摘事項3】 児童館学童連盟補助金の実績報告書の決算金額

児童館学童連盟補助金に関する「補助金実績報告書」の決算額と事業者の「財務諸表」とが異なっている。京都市は提出書類である「補助金実績報告書」の決算額と「財務諸表」を照合する等、補助金実績報告書の正確性について確認する手続を実施する必要がある。

近年の労働環境の変化に伴い児童館・学童保育所における人材の確保について困難な状況が続いている一方、学童クラブ登録児童数は増加を続けており、国の基準に応じた職員配置を実現することが、より難しくなっていることを受け、児童館学童連盟が、児童館・学童保育所における人材の確保を進めることを目的に平成31年1月に厚生労働大臣の許可を受け「無料職業紹介 児童館人材マッチングセンター」を開設した。令和4年度で4年が経過し、令和4年度において採用者は2名である。

京都市は、当該児童館人材マッチングセンター運営について補助金対象事業としており、令和4年度では、3,314千円の補助金が交付されている。

京都市は、当該事業について評価するタイミングや具体的な評価指標を決めていない。令和元年から令和3年度までは、コロナ禍であったことを考慮すると、現時点で、当該補助金の成果を評価するのは難しい側面もあると思われるが、あえて評価するならば、令和4年度の採用者は2名、補助金の充当額は3,314千円であるため、採用者1名につき1,657千円の補助金を交付していることとなる。これを踏まえると、現時点で十分な成果がでていたとは言い難い。

補助金は、時に有効性が低いにもかかわらず、長期間継続する可能性がある。そのた

め、当該事業を数値的に振り返り、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証するために、評価期限と評価指標を定めることが望まれる。

【意見17】 児童館人材マッチングセンター運営に対する補助金

令和4年度の児童館人材マッチングセンター事業による採用者は2名である。当該事業を数値的に振り返り、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証するために、評価期限と評価指標を定めることが望まれる。

京都市の担当者は、児童館学童連盟が申請した補助金の対象となる経費の正確性を確認するため、補助金実績報告書の補助金充当経費額が、交付要綱第2条に掲げる経費に一致するか、事業計画に記載された内容や金額の規模感とも照らし合わせながら、具体的な申請内容について相手方に個別確認などを行っているとのことである。

しかし、実績報告書に記載された1年間の経費の金額をみても、具体的な明細や証憑を確認しないと実績報告書に記載された経費金額が、補助金の対象となる取引の金額かどうかわからず、したがって個別確認が必要かどうかわからない点が多いと思われる。

申請された経費金額が補助金の対象業務に関するものか、補助金対象経費の明細や給与台帳の提出を求め担当者が確認する、もしくは担当者が実地調査により会計帳簿や証憑を閲覧する等により真に補助金の対象業務に対応する経費かどうか確認する手続が必要である。

【意見18】 児童館学童連盟補助金に関する追加資料や実地調査の検討

申請のあった補助金対象経費が、真に対象経費かどうか確認するため、申請のあった経費の明細や給与台帳等の根拠資料の提出を求め内容を確認し、必要な場合には実地調査により会計帳簿や証憑の閲覧を実施することが望まれる。

2.6 放課後児童支援員等の処遇改善

放課後児童支援員等の処遇改善事業は、国の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に伴う交付金を利用した事業である。学童クラブ事業に従事する職員（以下、この項において「職員」という。）に対し継続的に賃上げ効果に資する措置を講じることを前提に収入の3%（月額9,000円）程度の賃金改善を行う運営団体に対して、令和4年2月から令和5年3月までの間、当該賃金改善を行うために必要な費用を助成する事業である。助成額は、職員一人あたり月額11,000円（法定福利費等の事業主負担分含む。）を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額としている。

京都市は、当該補助金の確認手続として、主に申請団体の提出書類の入力漏れや軽微な記載誤りなどの形式的確認のみを行っている。京都市としては、各運営団体に対して、事業の仕組みを記載した通知文及び書類作成に関する留意事項をまとめたQ&A、記入要

領等を送付し、運営団体が当事業を十分に理解するよう取組を行っており、各運営団体から正確性の高い申請書類等を受領することができているため、形式的確認のみを行っているとのことである。

しかし、当該補助金は、申請団体からの申請に基づいて補助金を支給するものであるため、処遇改善の実態がないにもかかわらず申請が行われていないかという視点での検証を行うプロセスが別途必要である。

この点、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推進室と連携を取り、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点で検証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

【意見 19】放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金事業における要件確認方法の検討

処遇改善の実態がないにもかかわらず申請が行われていないかという視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携を取り、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

2.7 放課後まなび教室

平成 19 年度、国において学校で子どもたちが自主的に学ぶ場や体験活動の場、また安心・安全な活動拠点を確保することが課題となっている状況を踏まえ、全ての児童を対象とした「放課後子ども教室推進事業」と昼間留守家庭児童を対象とした「放課後児童健全育成事業」を二つの柱とする「放課後子どもプラン」が創設された。

京都市では、平成 19 年度から、学校施設を有効に活用し放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実を図ることを目的として、小学 4 年生から 6 年生までを対象とした「放課後子ども教室推進事業」の京都市版である「放課後まなび教室」事業をスタートさせた。

平成 21 年度からは対象学年を小学生全学年とするとともに、全ての京都市立小学校で実施している。

令和 3 年度からは、学校・学童クラブ・放課後まなび教室の関係者の情報共有の場を設定し、両事業関係者の相互理解の促進や両スタッフの顔の見える関係性の構築等のための意見交換の場を設け、学童クラブ事業と放課後まなび教室の連携に向けた取組を行っている。

放課後まなび教室の実施日数は、一律ではなく、各教室の状況等によりさまざまである。

多くの放課後まなび教室は、4 月下旬から 5 月にかけて開校し、卒業式前の 3 月中に

は閉校するが、夏休みや冬休みなどの長期休業中に閉校する教室も多い。

長期休業中に閉校する教室が多い原因について、京都市の担当者によれば、長時間開校するためのスタッフが確保できないこと、また、要綱上「原則 1 日あたり 4 時間以内」の実施としており、1 日のうち限定された時間帯での実施となることから保護者のニーズが少ないことなどが推測されるとのことである。

しかし、京都市が平成 30 年度に実施した子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた市民ニーズ調査・意識調査によると、放課後まなび教室への要望に関しては、「長期休業中の実施など、実施日の充実」が最も高く（38.2%）、実施日の充実が望まれている。

京都市は、これまでから、学校及び地域と連携し、地域のニーズに応じた放課後まなび教室を実施しているが、引き続き、実施日数を確保できるよう努めていくとしている。また、スタッフの募集に関しては、市民しんぶん及び学校を通じて保護者に配布される広報物等を活用することで、広く募集を周知している。また、ボランティアセンターを置く大学に対し、学習サポーター募集のチラシを配架することで、学生ボランティアの確保に努めている。

実施日数の少ない放課後まなび教室については、その要因を分析し、スタッフが少ないことによる場合には、その地域を中心にチラシの配架にとどまらず説明会を実施する等、スタッフの募集を強化し、さらなる放課後まなび教室の実施日の充実が望まれる。

【意見 20】放課後まなび教室の実施日の充実

実施日数の少ない放課後まなび教室については、その要因を分析し、スタッフが少ないことによる場合には、その地域を中心にチラシの配架にとどまらず説明会を実施する等、スタッフの募集を強化し、さらなる放課後まなび教室の実施日の充実が望まれる。

2.8 青少年活動センター

京都市は、青少年の福祉の増進、健全な育成及び自主的な活動の促進を図るため、青少年活動を振興するための施設として青少年活動センター（京都市中央青少年活動センター及び 6 箇所の分館）を設置し、運営を指定管理者に委託している。運営者は、公益財団法人京都市ユースサービス協会である。

青少年活動センターの施設内容は、青少年活動センターごとに若干異なるものの、主に会議室・音楽スタジオ・トレーニングルーム・料理室等がある。また、青少年関係の利用が優先であるが、市民活動・一般教養のための学習会の開催・習い事教室・企業内の研修や会議・入社説明会など一般向けにも貸し出されている。

なお、南青少年活動センターの施設は、昭和 43 年に開設され、築 55 年と老朽化が進んでいるが、施設の老朽化に対する具体的な方策及びスケジュールについて、現時点で

は未定である。

【意見 21】 南青少年活動センターの老朽化対策

南青少年活動センターの施設は、昭和 43 年に開設され、築 55 年と老朽化が進んでいるが、施設の老朽化に対する具体的な方策及びスケジュールについて、現時点では未定である。今後の改修等について検討することが望まれる。

令和 4 年度の青少年活動センター全体の稼働率は、64.3%だが、個別にみると過年度から稼働率の低い施設もある。過去 5 年間の稼働率を見ると、例えば、音楽スタジオ（北（18.9%～32.3%）、中央（29.9%～37.4%）、東山（13.9%～31.8%）、下京（21.4%～38.2%））・料理室（山科（25.6%～38.4%）、南（0.0%～30.0%）、伏見（0.0%～22.9%））・テニスコート（南（11.4%～36.2%））などは、稼働率が低いといえよう。

音楽スタジオは、ドラムやアンプ等を常設し、13 歳以上 23 歳未満の利用者が 8 割以上で利用する青少年グループもしくは個人の場合であっても、有料で貸し出していることが一因と思われるが、京都市としても、自ら情報発信を行う、また青少年活動センター自ら周知活動を強化するような施策を実施することが望まれる。

なお、現状、センターの施設の貸出しの情報発信は、京都市や青少年活動センターのホームページ、学生向けアプリや市民しんぶん（区版含む。）等により行っている。

【意見 22】 青少年活動センターの貸館事業の周知

音楽スタジオ等一部の施設は稼働率が低調なものもある。京都市としても、自ら情報発信を行う、また青少年活動センター自ら周知活動を強化するような施策を実施することが望まれる。

3 子ども家庭支援課

3.1 不妊治療費助成（国基準）

不妊治療のうち特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることが出来ず、子どもを持つことをあきらめざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療を受けている夫婦に対し、その治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的として「不妊に悩む方への特定治療支援事業」が運営されている。なお、令和4年4月1日より特定不妊治療の保険適用範囲の拡大に伴い、国の特定不妊治療費助成制度が終了している。これによる経過措置として、令和4年3月31日までに治療等を開始し、令和4年4月1日以降に終了した治療については、助成制度が継続されている（令和5年6月30日をもって受付終了）。

はぐくみ局では、不妊治療費助成に係る支給認定事務手続は、一定の手順は確立されているが、当該手続についてマニュアル等により文書化されていない。

事務手続に関してマニュアル等により文書化されていないと、手続が属人的となり、担当者の業務の習熟度や解釈の仕方、担当者自体の変更により手順や確認事項が重複又は脱漏する可能性がある。

従って、不妊治療費助成に係る支給認定事務に係る手順や確認事項を文書化し、事務手続が属人的にならず、正確かつ効率的に実施できるようにすることが望まれる。

【意見 23】 不妊治療費助成に係る支給認定事務手続の文書化

不妊治療費助成に係る支給認定事務手続は、手順についてマニュアル等により文書化されていない。

不妊治療費助成に係る支給認定事務に係る手順や確認事項を文書化し、事務手続が属人的にならず、正確かつ効率的に実施できるようにすることが望まれる。

3.2 民営児童福祉施設措置費

民営児童福祉措置費等は、児童福祉法に基づき京都市が児童を措置委託している児童福祉施設等に対し、児童福祉施設等を運営するために必要な人件費及び管理費等（事務費）や、措置委託されている児童のために使われる一般生活費、教育費、医療費等の諸経費等（事業費）を、国及び京都市の負担により支給（支弁）するものである。

これらは、児童福祉法に基づき京都市が支弁し、国がその2分の1を負担している。また、措置費の各費目や単価の設定方法、支弁額の算式や支弁の方法等の交付基準は交付要綱によって示されている。

子ども家庭支援課において、民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務手続は、一定の手順は確立されているが、当該手続についてマニュアル等により文書化されていない。

事務手続に関してマニュアル等により文書化されていないと、手続が属人的となり、担当者の業務の習熟度や解釈の仕方、担当者自体の変更により手順や確認事項が重複又は脱漏する可能性がある。

従って、民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務に係る手順や確認事項を文書化し、事務手続が属人的にならず、正確かつ効率的に実施できるようにすることが望まれる。

【意見 24】 民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務手続の文書化

はぐくみ局では、民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務手続は、一定の手順は確立されているが、当該手順についてマニュアル等により文書化されていない。

事務手続に関してマニュアル等により文書化されていないと、手続が属人的となり、担当者の業務の習熟度や解釈の仕方、担当者自体の変更により手順や確認事項が重複又は脱漏する可能性がある。

従って、民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務に係る手順や確認事項を文書化し、事務手続が属人的にならず、正確かつ効率的に実施できるようにすることが望まれる。

3.3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭、父子家庭や寡婦の方の経済的自立を支援し、生活の安定や子どもの福祉の増進を図るために、各種資金の貸付を行っている。

貸付資金は資金ごとに定められた一定期間の据置期間を経た後、月賦償還、半年賦償還、年賦償還のいずれかで償還される。なお、いつでも繰上償還することが認められており、償還払いの方法は口座振替のほか、納付書による振込を選択することができる。

また、定められた償還計画に沿った返済が行われず、収入未済額が発生することがある。収入未済額が発生すると子ども家庭支援課から主償還人宛てに催告書を送付し、その後もなお収入未済となっている場合は速やかに文書・電話・訪問等により納付折衝や納付相談を実施することとなる。その際、一括納付や月々の返済額の納付が困難であるとの申出がある債務者に対しては、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点からやむを得ないと認められる場合には分割納付の措置をとる。

さらに、催告書を送付しても連絡が取れない、納付折衝や納付相談に応じない等の徴収困難な収入未済については、弁護士事務所に債権回収を委託している。その中でも特に悪質と判断されるものについては、滞納処分などの法的措置を検討することとなる。

また、債権の状況により管理を続けることが妥当でないものについては、要件に応じて債権放棄の手続を行っている。

滞納者との折衝記録について任意に抽出した3件及び昭和55年から昭和62年の間に発生し、令和4年度中に納付のなかった事案3件について査閲した。

それぞれ6件の折衝記録には詳細な記載が行われており、催告書の作成・送付、頻繁な電話対応、個別の納付書作成・送付、弁護士への相談事項など非常にきめ細やかに対応されている過程が見て取れる。

一方で全ての案件に同様の手間がかかっているとはいえないまでも、このような個別対応には膨大な手間がかかっていることも予想される。

この点、京都市では弁護士事務所に一部の債権回収を委託しており、令和4年度現在の委託実績は821件、448,070千円となっている。適正な債権管理を行うとともに、事務負担を軽減して効果的・効率的な債権回収を図っているという点から評価できる取組であるが、今回抽出の対象となったかなり古くに発生した債権などは、すでに通常の交渉で債権回収が進捗するものではなく、法的な手続や判断が必要となると考えられる。今回抽出したようなある程度滞納が継続した債権は法的な専門家である弁護士への委託をより積極的に推進することで、法的手続に関するアドバイスの他、回収に係る手間やコスト面での助言も受けて、債権放棄等の判断にも活用することとし、一方で子ども家庭支援課の担当者は滞納が発生しはじめて間もない借主へのきめ細やかな対応に業務を集中することが、より効果的・効率的な債権回収につながるのではないかと思料する。

例えば、滞納回数や滞納月数でフェーズを区分し、基準を超えた債権については強制的に弁護士に委託する等の対応も検討の余地があると考える。

【意見25】 弁護士への債権回収委託の積極的な推進

効果的・効率的な債権回収のために、ある程度滞納が継続した債権は法的な専門家である弁護士への委託をさらに積極的に推進することを検討することが望まれる。

4 子育て支援総合センターこどもみらい館

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館（以下「こどもみらい館」という。）は、少子化・核家族化・地域コミュニティの希薄化など子どもたちを取り巻く環境が著しく変化する中、子育てに不安や悩みを持つ保護者の方々を支援し、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備する施策の一環として、平成 11 年 12 月に開館した。

こどもみらい館は、相談・研究・研修・情報発信・子育てネットワークの構築の 5 つの機能を柱に様々な事業を行い、多くの市民ボランティアが各種事業に参加するなど市民との共汗を基本として運営を行う等「子育て支援の中核施設」である。

こどもみらい館は地下 1 階に有料の駐車場（22 台）がある。

駐車場の利用料金単価の推移は、【表 4】のとおりである。

【表 4】こどもみらい館駐車場利用料金単価の推移

改訂時期	利用料金（30 分あたり）		改訂理由
	一般	当館利用者	
開館当初 (平成 11 年)	200 円	100 円	
平成 22 年 4 月 1 日以降	200 円	平日 100 円 土・日・祝日 200 円	駐車場出入口が面している道路に車列ができる状況があり、当館駐車場料金が近隣のコインパーキングより安く民業を圧迫するため。
平成 25 年 11 月 15 日以降	平日 100 円 土・日・祝日 200 円		当館利用者が本当に利用者か確認が煩雑なため「当館利用者」という要件を外し、平日を 30 分 100 円に統一。

現状、こどもみらい館近隣の民間コインパーキングの相場は、こどもみらい館によると昼間 30 分あたり 150 円～300 円、夜間 50 円～55 円程度とのことである。よって、現状の当館駐車場の「平日利用 30 分あたり 100 円」は、近隣相場よりも安価な状況である。

民業を圧迫しないよう、駐車場利用料金について当館利用か一般利用かの区別をしたうえで、一般利用の駐車場利用料金については、近隣の民間コインパーキングの相場よりも安い利用料金状況を改善することが望まれる。

なお、駐車券発行時に当館利用者かどうか確認するため、こども元気ランド受付職員・子育て図書館カウンター職員・相談対応者等が、利用者に利用者であることを証するカ

ードを提示する等の方法がある。駐車場の利用料金に関し当館利用か一般利用かの区別をする場合には、駐車券発行時の当館利用者の確認方法についても工夫することが望まれる。

【意見 26】 こどもみらい館の駐車料金

こどもみらい館の駐車場利用料金について、当館利用か一般利用かの区別をしたうえで、一般利用については、民業を圧迫しないよう、近隣の民間コインパーキングの相場よりも安い利用料金単価の状況を改善することが望まれる。

また、駐車場の利用料金に関し当館利用か一般利用かの区別をする場合には、駐車券発行時の当館利用者の確認方法についても工夫することが望まれる。

5 児童福祉センター

児童福祉センターは、児童、知的障害者及び発達障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため、①児童に関する総合的な相談・指導・訓練等、②知的障害者に関する相談・指導等、③発達障害者に関する相談・支援等を行う施設である。

監査人は契約事務が適切かつ効率的に行われているか確認するため、令和4年度児童福祉センターに関連する委託料の明細より、下記取引を抽出し、決定書・契約書類等関連書類を確認した。

(単位：千円)

内容	委託先	金額
京都市児童福祉センター警備業務	国土警備保障株式会社	11,266
児童福祉センター診療所における医事業務	株式会社ソラスト	11,906

上記のうち、「児童福祉センター診療所における医事業務」の委託先は、プロポーザル方式で選定されている。

京都市は、プロポーザル等実施手続ガイドラインを発出し、プロポーザル等（契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、プロポーザル、コンペ等の手法を用いて主として価格以外の要素における競争によって相手方を選定する手続をいう。以下同じ。）により契約の相手方を選定する場合の運用上の留意点を定めている。

当該ガイドラインによれば、「「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの」については、プロポーザル等により、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定するものとする」とある。

この点、児童福祉センター診療所における医事業務の募集要項では詳細な仕様書の内容を定めており、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なものとは言い難い。

プロポーザル方式による発注は、応募者にとっては企画提案書等を作成する必要があり、また選定者にとっては企画提案書を査閲し評点を配する必要がある等応募者・選定者ともに一定の負担の掛かる発注方法である。

「児童福祉センター診療所における医事業務」の業務内容を踏まえ、入札参加条件として一定の資格・実績等を付す等により品質を確保できる場合には、プロポーザル方式によらない発注方法を検討することが望まれる。

【意見 27】 児童福祉センター診療所医事業務の発注方式

「児童福祉センター診療所医事業務」は、プロポーザル方式により業者を選定しているが、詳細な業務内容について定めている仕様を委託する契約であり、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難な業務とまでは言い難い。

応募者・選定者ともに一定の負担の掛かるプロポーザル方式によらない発注方法にすることが望まれる。

6 桃陽病院

桃陽病院は、慢性疾患等を患っている 20 歳未満の者に対し診療及び療養の指導を行うための病院である。

特徴としては、ぜん息やアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患、高度肥満症や糖尿病、腎炎などの小児慢性疾患、発達障害、心身症や不登校などの心の病など様々な理由で学校に通えない小・中学校の子どもたちが、入院しながら隣接の京都市立桃陽総合支援学校で学ぶことという、療養と教育（療育）を行っている点にある。

桃陽病院は、地方公営企業法に基づき公営企業の範囲に入る病院ではなく、一般行政目的から設置される病院、いわゆる一般行政病院である。

監査人は、契約事務が適切かつ効率的に行われているか確認するため、令和 4 年度の桃陽病院管理経費及び診療経費に関連する委託料の明細より下記取引を抽出し、決定書・契約書類等関連書類を確認した。

(単位：千円)

内容	委託先	金額
桃陽病院庁舎清掃業務	株式会社クリーンライフ	3,520
桃陽病院送迎等運行業務	彌生自動車株式会社	2,402
桃陽病院空調設備等保全管理業務	株式会社大興設備開発	1,056
桃陽病院給食調理等業務	株式会社ニチダン	28,776
桃陽病院医事業務	株式会社ソラスト	10,203

上記のうち、「桃陽病院給食調理等業務」及び「桃陽病院医事業務」の委託先は、プロポーザル方式で選定されている。

「桃陽病院医事業務」の募集要項では詳細な仕様書の内容を定めており、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なものとまでは言い難い。

プロポーザル方式による発注は、応募者にとっては企画提案書等を作成する必要がある、また選定者にとっては企画提案書を査閲し評点を配する必要がある等応募者・選定者ともに一定の負担の掛かる発注方法である。

「桃陽病院医事業務」の業務内容を踏まえ、入札参加条件として一定の資格・実績等を付す等により品質を確保できる場合には、プロポーザル方式によらない発注方法を検討することが望まれる。

【意見 28】桃陽病院医事業務の発注方式

「桃陽病院医事業務」は、プロポーザル方式により業者を選定しているが、詳細な業務内容について定めた仕様を委託する契約内容であり、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難な業務とまでは言い難い。

応募者・選定者ともに一定の負担の掛かるプロポーザル方式によらない発注方法にすることが望まれる。

平成 31 年度から令和 3 年度の経営状態は【表 6 の 1】のとおりである。入院患者数が減少傾向にあり、これに伴い入院収益及び収支も悪化傾向にある。稼働可能な一般病床数は 60 床あるにも関わらず、令和 4 年度の日あたりの入院患者数は 12.7 人と非常に少ない。また、【表 6 の 2】のとおり、1 病床あたりの経常損益は、令和 3 年度において 16,220 千円の損失となる。一人の患者が 1 年間入院していると仮定すると当該一人の患者に税金 16,220 千円を投じていることになる。

【表 6 の 1】経営状態推移

(単位：千円)

項目		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
収入	入院収益	173,405	136,424	95,314
	外来収益	39,457	34,120	32,710
	その他	1,366	1,446	8,645
	収入計	214,228	171,990	136,669
支出	人件費	294,895	283,362	260,220
	経費	75,442	78,835	77,856
	その他	25,850	23,400	20,807
	支出計	396,187	385,597	358,883
経常損益		△181,959	△213,607	△222,214

(出典：京都市桃陽病院経営分析報告書)

(注) △：マイナス金額 (損失)

【表 6 の 2】 1 病床あたりの収支

(単位：千円、人)

項目	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常損益 ①	△181,959	△213,607	△222,214
1 日あたり平均入院患者数 ②	27.1	19.8	13.7
1 病床あたりの経常損益 ①÷②	△6,714	△10,788	△16,220

(出典：京都市桃陽病院経営分析報告書より監査人が計算)

(注) △：マイナス金額 (損失)

京都市は、経営状況の悪化を受け、令和 4 年 12 月から令和 5 年 3 月にかけて、外部機関に経営分析を依頼した。当該経営分析では、入院患者数の減少の原因として、学校長期休暇中における病床稼働率の急減・伏見区外での認知度の低さや医師不足等があげられている。

また、上記のほか、個室がなく集団生活が可能な患者に限定せざるを得ないこと、入院患者が通学する場合は京都市立桃陽総合支援学校への入学・転籍が必要であること、現建物構造では男女間のエリア分けができない状況等、患者が入院の意思を決めるにあたり、場合によっては躊躇する環境があることも原因の一つと考えられる。

桃陽病院については、発達障害や不登校などで学校へ通えない小・中学校の子どもたちに、療養と教育(療育)を行うという役割を担っているということは理解できるが、現状の入院患者数の状況では、昨今の京都市の財政状況を踏まえると京都市が桃陽病院を設置する意義が十分にあるかどうか、疑問である。

桃陽病院の建物は建設から 41 年が経ち、法定耐用年数 39 年を超過し、施設・設備の老朽化もすすんでいる。

「事業内容等経営状態の改善施策とあわせて改修や建て替え工事をする」、「他の医療機関に併合する」、或いは「京都市の財政状況を踏まえ他の選択肢をとる」等、桃陽病院の今後の在り方について、専門家も交え早期に検討を開始することが望まれる。

【意見 29】 桃陽病院の在り方の検討

現状、桃陽病院については、建物の老朽化が進んでおり、入院患者数の減少により経営状態が悪化している。

「事業内容等経営状態の改善施策とあわせて改修や建て替え工事をする」、「他の医療機関に併合する」、或いは「京都市の財政状況を踏まえ他の選択肢をとる」等、桃陽病院の今後の在り方について、専門家も交え早期に検討を開始することが望まれる。

7 はぐくみ創造推進室

7.1 社会福祉法人等の指導監督事務費

厚生労働省への指導監査実施報告の対象となる全ての施設に対して市職員が書面監査、実地監査を行っている。

また、児童福祉施設の健全な事業経営をサポートすることを目的として、財務管理に関する指導監査や経営改善指導を公認会計士等に一部委託することにより実施している。

はぐくみ局で所管している社会福祉法人等に対する指導監督のうち、児童福祉施設等（幼稚園等）及び障害児入所施設等は必要に応じて外部専門家の協力を得ながら実施されており、監査結果は京都市ホームページで公表されている。監査結果には指摘事項の詳細な内容とその後1年間での改善状況も記載されており、対象施設に対する指導監督の実施状況とその効果が見て取れた。

また、【意見1】児童数の実在性確認の検討、【意見2】保育士等処遇改善臨時特別事業における要件確認方法の検討、【意見4】時間外保育事業における利用実態の確認方法の検討、【意見6】一時預かり事業（一般型）における利用実態の確認方法の検討、【意見7】一時預かり事業（幼稚園型）における利用実態の確認方法の検討、【意見19】放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業における要件確認方法の検討、において、はぐくみ局所管事業で保育所等の各施設から提出される申請書等についてのそれぞれの担当課でのチェックはあくまで形式的な確認のみを行っており、利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証が行われていない旨の意見を記載している。

この点について、各施設への実地監査を行っているはぐくみ創造推進室に質問したところ、利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証は実地監査では行っていないとの回答であった。

しかし、各施設から提出された申請書等が利用実態と整合しているかどうかを検証することは必要な手続であり、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行われる仕組みを構築することが望まれる。例えば、以下のような対応を図ることが考えられるため、参照されたい。

- 各担当課からはぐくみ創造推進室に監査の一項目として検証対象に含めるよう依頼することとし、はぐくみ創造推進室の担当者が各施設への実地監査の際に検証を行う（意見を記載した全ての事業を毎年度対象とせず、年度ごとに事業を選定して検証対象とすることも考えられる。）。
- はぐくみ創造推進室の担当者が各施設への実地監査の際に必要な書類のコピー等を入手し、検証は各担当課で行う。

【意見 30】 検証項目に関する各担当課との連携

利用実態のない申請が行われていないか等の視点で、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行われる仕組みを構築するために各担当課と連携して対応を図ることが望まれる。

以 上

